

○愛荘町太陽光発電設備設置に関する指導要綱

令和2年3月1日

告示第10号

(目的)

第1条 この要綱は、町内における太陽光発電設備の設置に関し、事業者等が留意すべき事項等を定め、周辺地域の住民の意思が適切に反映された太陽光発電設備の適正な設置を促すことにより、事業区域およびその周辺地域における災害防止ならびに良好な自然環境および生活環境の確保を図り、もって住民福祉の増進と町の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条に規定する太陽光を電気に変換する設備およびその附帯設備をいう。
- (2) 設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業をいう。ただし、建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)の屋根または屋上に設置するものを除く。
- (3) 設置区域 太陽光発電設備を設置しようとする土地をいう。
- (4) 事業者等 設置事業を実施または設備を所有もしくは管理しようとする者をいう。
- (5) 地元自治会等 設置区域に係る自治会および隣接する自治会ならびに設置区域に隣接する土地および家屋の所有者または居住者をいう。

(適用を受ける事業)

第3条 この要綱の適用を受ける設置事業は、最大出力が10キロワット以上のものとする。(既に施工済みのものまたは施工中のものとの一体的に行う場合で、その施設規模が10キロワット以上となるものを含む。)

(届出等)

第4条 事業者等は、設置事業をしようとするときは、発電設備の設置に着手する30日前までに愛荘町太陽光発電設備設置(計画)届出書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

- 2 前項の届出を行った事業者等は、設置事業の内容を変更し、または設置事業を廃止しようとするときは、愛荘町太陽光発電設備設置(変更・廃止)届出書(様式第2号)を町長に提出するものとする。
- 3 前2項に規定する届出を行った事業者等は、設置事業完了後10日以内に愛荘町太陽光発電設備設置完了届(様式第3号)を町長に提出するものとする。
- 4 町長は、前3項に規定する届出に基づき、愛荘町太陽光発電設備設置等届出台帳(様式第4号)を作成するものとする。

(事業者等の遵守事項)

第5条 事業者等は、設置事業に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条に規定される自家用電気工作物に該当する場合は、同法に基づく所定の手続を行うこと。
- (2) 事業区域が地域森林整備計画の対象となっている民有林において、開発行為(土石または樹根の掘削、開墾その他の土地の形質を変更する行為)をしようとする者で、その規模が10,000平方メートルを超えるものは、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2の規定に基づく開発の許可を得ること。
- (3) 森林法第10条の8第1項の規定により立木を伐採するときは、伐採しようとする日の30日から90日前までの間に同法に基づく届出を提出すること。
- (4) 設置区域または設置区域の一部に農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定される農用地区域の農用地等が原則として含まれないこと。
- (5) 設置区域が農地となっているときまたは設置区域の一部に農地が含まれているときは、農地法(昭和27年法律第229号)に規定する農地転用の許可を得ること。
- (6) 事業者等は、事前に事業区域もしくはその周辺地域に文化財もしくは周知の遺跡があるときまたは埋蔵文化財が包蔵されていると推測されるときは、事前に愛荘町文化財所管と協議し、埋蔵文化財の包蔵地である場合には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項に規定する事前の届出等を行うこと。
- (7) 設置区域が、騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項に規定する騒音について規制する地域として指定されている場合において、開始する日の7日前までに特定建設作業(騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)第2条に規定する作業)を行う場合は、事前に町長に届出を行うこと。
- (8) 設置区域が振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項に規定する振動について規制する地域として指定されている場合において、開始する日の7日前までに特定建設作業(振動規制法施行令(昭和51年政令第280号)第2条に規定する作業)を行う場合は、事前に町長に届出を行うこと。
- (9) 設置区域への取付道路や隣接道路など町道または法定外公共物の形状を変更する場合には、町道にあつては、道路法(昭和27年法律第180号)第24条、法定外公共物にあつては、管理者の許可を受けることとし、河川区域および河川保全区域において土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する場合には河川法(昭和39年法律第167号)第20条、第25条から第27条までおよび第55条に規定する河川管理者の許可を受けること。
- (10) 設置区域および設置区域外の道路または法定外公共物において、太陽光発電設備を電力会社の電力系統に接続するために、電柱、送電線その他工作物を設け、接続して使用しようとする場合は、道路法第32条または法定外公共物管理者の許可を受けることとし、河川

区域内の土地を占用しようとする場合は、河川法第 24 条に規定する河川管理者の許可を受けること。

- (11) 事業者等は、事前に設置区域が自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に規定する指定区域であるかどうかの確認を行うこととし、同法第 20 条第 1 項の特別地域に指定されている場合は、同法第 3 項に基づく管理者の許可を得ること。
- (12) 設置区域の土地の形質の変更(土地の掘削、造成、切土、盛土等)の面積の合計が、3,000 平方メートル以上となる場合は、土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 4 条に基づき、土地の形質変更着手の 30 日前までに届出を行うこと。
- (13) 設置区域が、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)に規定する急傾斜地崩壊危険区域に指定されている場合は、同法第 7 条に基づく行為に対する許可を受けること。
- (14) 設置区域が、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)に規定する砂防指定地の場合は、滋賀県砂防法施行条例(平成 15 年滋賀県条例第 7 号)第 4 条に基づく行為に対する許可を受けること。
- (15) 設置区域において土地の掘削その他土地の形状の変更で、その規模が 10,000 平方メートル以上となる場合は、滋賀県土地利用に関する指導要綱(昭和 48 年滋賀県告示第 407 号)に基づく届出書を提出すること。
- (16) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号。以下「FIT 法」という。)第 9 条第 1 項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画が、同条第 3 項の規定により経済産業大臣の認定を受けている場合は、当該認定を受けた内容および事業計画策定ガイドライン(平成 29 年 3 月資源エネルギー庁策定。以下「国ガイドライン」という。)を遵守すること。
- (17) その他該当する法令、条例等(以下「法令等」という。)がある場合は、当該法令等の規定に基づくこと。

(事業者等の責務)

第 6 条 前条に規定するもののほか、事業者等は、設置事業に当たり、別表に掲げる事項に留意するものとする。

(調査ならびに指導および助言)

第 7 条 町長は、設置事業に関して必要があると認めるときは、事業内容を調査し、事業者等に対して必要な指導および助言を行うものとする。この場合において、必要が生じたときは、国、滋賀県その他関係機関(以下「国等」という。)と連携を図るものとする。

(国等への情報提供)

第 8 条 町長は、事業者等が設置事業を行うに当たり、法令等に定める義務を遵守しないときは、再生可能エネルギー発電設備認定申請時に必要な法令等の手続が適正に行われていないものとみなし、国等へ情報を提供するものとする。

(所管部署)

第9条 この要綱による事務処理は、建設・下水道課が行うものとし、事業者等から第4条に規定する届出書が提出されたときは、速やかに関係各課に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この告示は、令和2年3月1日から施行する。

別表(第6条関係)

事業者等の責務	具体的内容
(1) 地元自治会等に対して事業内容を周知すること。	ア 関係する地元自治会等に対して、事業内容、本表に掲げる事業者等の責務に係わる具体的内容について説明および周知を行うこと。 イ 事業者等は、アの説明の状況について、太陽光発電事業地元自治会等説明結果報告書(様式第5号)を作成し、第4条の規定による届出書に添付し報告すること。
(2) 設置区域から周辺への雨水や土砂の流出、地すべり等に対する防災対策を講ずること。	ア 雨水排水について、設置区域内を含む流域全体の流量を勘案し、河川等の管理者と事前に協議し、必要な排水対策を講ずること。 イ 森林伐採を伴う設備事業や土砂災害警戒区域等の急傾斜地等での設備事業は、山地災害や河川の氾濫、濁水等の発生が懸念されるため、十分な雨水の排水対策や地盤等の状況に応じた安全かつ安心な防災対策の措置を講ずること。
(3) 事業者等以外の者が容易に立ち入らないようフェンス等の柵を設置等の防犯対策を講ずること。また、消防活動に配慮した防火対策を講ずること。	ア 設置事業において、安全対策として事業者等以外の者が立ち入らないようフェンス等の柵を設置すること。 イ 発電設備の防犯対策として、LED照明、監視カメラ等を設置するよう努めること。 ウ 設置区域を管轄する消防署と協議し、消防活動用の通路を確保するなど消防活動に配慮した発電設備を設置するよう努めること。
(4) 名称および連絡先を表示すること。	ア 発電設備またはその周辺地域の事故その他緊急を要する事態に対応できるよう敷地内入口付近の第三者から確認しやすい場所に発電設備の名称、設置場所および発電設備の出力ならびに管理者、発電設備所有者等の名称および連絡先の表示を行うこと。 イ FIT法第9条第3項の認定を受けた発電設備にあつては、国ガイドラインに基づいた表示を行うこと。
(5) 周辺環境に影響を与えないよう適切な措置を講ずること。	ア 発電設備の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずること。 イ 発電設備からの電磁波や電線を通じた電磁波が周辺の電波環境に影響を与えないよ

	<p>う、適切な措置を講ずること。</p> <p>ウ 発電設備からの反射光が周辺環境を害することのないよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>エ 周辺環境への影響を配慮し、除草等環境整備に努めること。</p> <p>オ 発電設備およびこれに付随する施設(フェンス等)が、建築基準法第 42 条第 2 項道路等の狭隘道路に面して設置される場合は、道路境界からできるだけ後退すること。</p>
(6) 天災、人災その他の事由により発電設備が破損した場合は、十分な措置を講ずること。	<p>ア 設置区域外へ被害が及ぶ場合は、地元自治会等へ周知を行い、被害を最小限にとどめるとともに、その復旧を行うこと。</p> <p>イ 非常時等において、破損等により使用不能となった発電設備は、放置せず廃棄物の処理および清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき産業廃棄物として速やかに適切な処理を行うこと。</p>
(7) 発電設備を廃止した場合は、事業者等の責任により撤去等適正な処理を行うこと。	<p>ア 発電設備を撤去する場合は、廃棄物の処理および清掃に関する法律その他関係法令に従い、速やかに、かつ、適正に処理を行うこと。</p> <p>イ 事業内容において、発電設備を廃止する場合における発電設備の処分方法をあらかじめ定めておくこと。</p>
(8) 調和のとれた景観の形成となるよう必要な措置を講ずること。	<p>イ 主要な道路や眺望点から視認できる場合には、周辺の景観と調和させ、威圧感や存在感が軽減されるような措置を講ずること。</p>
(9) 地元自治会等と調和を保つよう努めること。	<p>ア 設備事業に当たっては、地元自治会等と適切なコミュニケーションを図るとともに、地元自治会等に十分配慮して事業を実施するように努めること。</p> <p>イ 地元自治会等からの苦情が寄せられた場合は、速やかに適切な対応をとること。</p>
(10) 設置区域の土地および発電設備等の固定資産税に関し、設置完了後の課税状況の確認を行うこと。	<p>発電設備設置後の土地および償却資産に関する固定資産税について、設置後の課税状況を事業者等および土地所有者が認識しておくこと。</p>

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

愛荘町長 様

届出者 住 所

(事業者) 氏 名

電話番号

印

愛荘町太陽光発電設備設置（計画）届出書

愛荘町太陽光発電設備設置に関する指導要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり発電設備を設置するので、届け出ます。

記

発 電 設 備 の 名 称	
設 置 場 所	
設置に係る土地の所要面積	m ²
設置に係る土地の地目	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> その他()
発 電 設 備 出 力	kW
発 電 設 備 の 所 有 者 の 住 所 ・ 氏 名 ・ 連 絡 先	住 所 氏 名 連絡先
事業計画の認定を受けた日	年 月 日
運 転 開 始 の 時 期	年 月 日 運転開始予定
太 陽 電 池 モ ジ ュ ー ル (太 陽 光 パ ネ ル) の 種 類	<input type="checkbox"/> 単結晶 <input type="checkbox"/> 多結晶 <input type="checkbox"/> 薄膜 <input type="checkbox"/> C I S <input type="checkbox"/> C I G S <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考	

添付書類

- 1 位置図（縮尺1/2,500）
- 2 委任状

- 3 法人の登記事項証明書（事業者等が法人の場合に限る。）
- 4 土地利用計画図（1/1,000 以上、造成計画ならびに排水方向および放流先を図示したもの）※
- 5 造成計画断面図（縮尺縦 1/100 以上、横 1/1,000 以上）※
- 6 公図の写し（設置区域および隣接地の地目ならびに所有者等を記入したもの）
- 7 地元自治会等説明結果報告書（様式第 5 号）
- 8 経済産業局に提出した再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書の写し
- 9 第 5 条関係確認書（遵守事項）
- 10 第 6 条（事業者等の責務）確認事項における対応表
- 11 各法令等の許可書の写し
- 12 その他必要と認める図書

※50キロワット未満の発電設備で山林の伐採または造成が伴わない場合は、上記4および5の図面については、設置区域内のパネルの配置および排水放流の位置がわかる図面を添付すること。

第5条関係確認書

遵守事項

関係法令等	該当する場合の手續・対応等
(1) 電気事業法 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし	
(2) 森林法 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし	
(3) 農振法 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし	
(4) 農地法 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし	
(5) 文化財保護法 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし	
(6) 騒音規制法 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし	
(7) 振動規制法 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし	
(8) 道路法 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし	
(9) 河川法 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし	
(10) 自然公園法 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし	

<p>(11) 土壤汚染対策法</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	
<p>(12) 急傾斜地法</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	
<p>(13) 砂防法</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	
<p>(14) 愛荘町法定外公共物管理条例</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	
<p>(15) 滋賀県土地利用指導要綱</p> <p>$A \geq 10,000 \text{ m}^2$</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	
<p>(16) その他の法令・条例</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

愛荘町長 様

届出者 住 所
(事業者) 氏 名 印
電話番号

愛荘町太陽光発電設備設置（変更・廃止）届出書

愛荘町太陽光発電設備設置に関する要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり発電設備を（変更・廃止）するので、届け出ます。

記

発電設備の名称	
設置場所	
設置に係る土地の所要面積	(変更前) m ²
	(変更後) m ²
変更により土地の所要面積が増となった地目	<input type="checkbox"/> 該当なし（面積減または変更なし） <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> その他（ ）
発電設備出力	(変更前) kW
	(変更後) kW
発電設備の所有者の住所・氏名・連絡先	(変更前) 住所 氏名 連絡先
	(変更後) 住所 氏名 連絡先
変更または廃止の時期	年 月 日
備考	

- 添付書類 1 計画変更のわかる図面等
2 その他必要と認められる書類および図面

※ 国等に事業計画変更認定の手続を行った場合は、変更の種類（変更認定、事前変更届出および事後変更届出）を備考欄に記載してください。（変更手続の書類を添付することで備考の記載を省略することができます。）

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

愛荘町長 様

届出者 住 所
(事業者) 氏 名 印
連絡先

愛荘町太陽光発電設備設置完了届

年 月 日付けで届出（受付番号第 号）をした太陽光発電設備について、設置が完了したので下記のとおり届け出ます。

記

発 電 設 備 の 名 称	
発 電 設 備 設 置 場 所	愛荘町
設 置 に 係 る 土 地 の 所 有 面 積	m ²
発 電 設 備 出 力	k w
発電設備の所有者の住所・氏名・連絡先	住 所 氏 名 連絡先
発電設備管理者の住所・氏名・連絡先	住 所 氏 名 連絡先
事業計画認定を受けた日	年 月 日
設置完了日および稼働日（予定）	完了 年 月 日 稼働 年 月 日予定
備 考	

添付書類 1 位置図（縮尺 1/2, 500）

2 設置完了写真

（全景。名称および連絡先を明記した表示板の設置状況が確認できるもの）

様式第4号（第4条関係）

愛荘町太陽光発電設備設置等届出台帳

整理番号	受付日 (変更 受付 日)	発電設備 の名称	設置場 所	設置に 係る土 地の所 要面積 (㎡)	(変更 後)設 置に係 る土地 の所要 面積 (㎡)	地目	(変更 後) 地目	発電設 備出力 (kW)	(変更 後)発 電設備 出力 (kW)	設備の 所有者 の住 所・氏 名・連 絡先	(変更 後)発 電設備 の所有 者の住 所・氏 名・連 絡先	設備の 管理者 の住 所・氏 名・連 絡先	事業計 画の認 定を受 けた日	運転開 始の時 期	変更ま たは廃 止の時 期	太陽電 池モジ ュールの種類	備考

※備考 台帳の備考欄には、第5条各号および第6条に規定する事項の確認を行った状況等を記載する。

様式第5号（第6条関係）

太陽光発電設備設置事業地元自治会等説明結果報告書

設備の名称（事業名）	
開催日	年 月 日 時間 場所
説明者名	
参加者名	
説明の状況（内容）	
地元自治会等の意見、要望	
地元自治会等の意見、要望への回答	

上記報告については、説明の内容と相違ありません。

愛荘町長 様

年 月 日

事業者住所

事業者氏名

印

電話番号 () ー

年 月 日

地元自治会名

地元自治会長名

印

電話番号 () ー